

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る建設リサイクル法に基づく届出等の郵送等受付について 【お知らせ】

令和2年4月
山口県

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条による届出及び同法第11条による通知について、この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、下記のとおり、郵送・宅配便等による届出及び通知も、形式上の要件を満たす場合に限り受理することとしますのでお知らせします。

なお、従来どおり各事務所の建設リサイクル担当窓口での受理も可能ですが、郵送等の活用による感染拡大防止にご協力をお願いします。

記

1 郵送・宅配便等による届出及び通知の宛先（注1）

工事の施工場所（市町）	宛先
和木町	岩国土木建築事務所長
柳井市、田布施町、平生町、上関町、周防大島町	柳井土木建築事務所長
下松市、光市	周南土木建築事務所長
山陽小野田市(注2)、美祢市	宇部土木建築事務所長
長門市(注2)	長門土木建築事務所長
阿武町	萩土木建築事務所長

(注1)：表記のない岩国市、周南市、防府市、山口市、宇部市、下関市、萩市での届出及び通知の方法は、各市の窓口にご確認願います。

(注2)：山陽小野田市及び長門市では、届出及び通知の宛先が市長となる場合もありますので、事前に市の窓口又は土木建築事務所にご確認願います。

2 郵送・宅配便等による場合の留意点

郵便事故による書類の紛失を防止するため、簡易書留等、送達記録の残る方法での送付を推奨します。なお、郵便事故に関し、県では責任を負いかねますのでご了承ください。

郵送等により届出を行う場合は、「建設リサイクル法届出済シール」の返信用封筒（必要分の切手を貼り、宛先を記入したもの。）を同封してください。

内容の確認等を行うことがありますので、届出書の発注者又は自主施工者に記載する電話番号（代理者による届出等の場合は委任状に記載する電話番号）は、平日8時30分から17時15分までの間で確実に連絡がとれる番号としてください。

届出（届出日は、発送日ではなく、書類が届出先に到着した日になります。）は、工事に着手する日の7日前までに行われなければなりません。（通知は、工事着手前であれば時期は問わない。）なお、提出された届出書が届出の形式上の要件を満たしていない場合は、届出として成立しないため、その届出は受理できません。再度郵送等していただくこととなります。つきましては、期間に余裕をもったの発送をお願いします。

3 適用

令和2年4月27日以降。ただし、緊急事態宣言期間中に限る。